

北海道における防災教育推進の方向性

[中間とりまとめ]

1 背景

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法（H24.6改正）において、防災意識の向上を図るため、住民の責務として、災害教訓を伝承することが明記されるとともに、国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨が規定されました。

2 めざす姿と理念

豊かな自然を有する北海道においては、道民一人ひとりがその恩恵と災害の二面性を理解し、地震や津波、噴火、気象災害など、さまざまな災害に備える必要があります。

このため、本道における防災教育のより一層の推進に向けて、道は、関係機関とめざす姿と理念を共有し、様々な取組を加速化する必要があると考えます。

(1) めざす姿

「道民みんなで取り組む災害に強い北海道」

幅広い各層に防災教育が浸透し、自助・共助・公助の連携する社会を目指します。

(2) 共有理念

① 横をつなぐ(連携協働の広がり)

関連機関とともに、情報や知恵を結集し、日頃から連携協働を広め強めていくことにより、災害に強い地域社会をめざす防災教育の大きな潮流をつくります。

② 時代をつなぐ(世代間の継承)

次の世代の命を守るために、培われた豊富な経験や知恵を確実に伝え、一人ひとりが災害に正しく向き合い行動できるように、継続的な防災教育に取り組みます。

3 取組方針

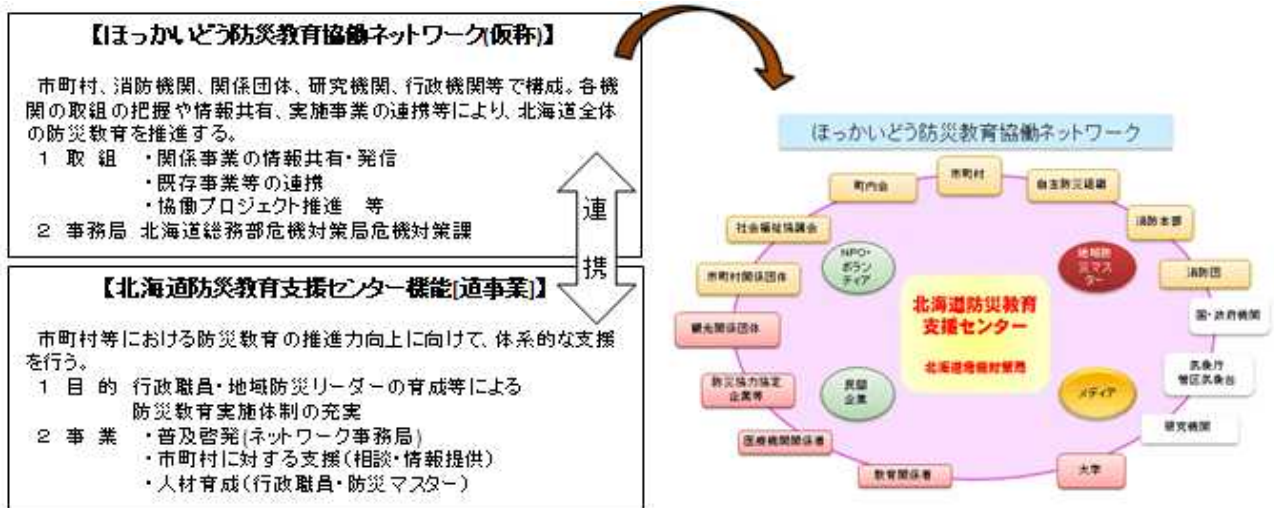
本道における防災教育を加速的・効果的・持続的に推進するため、道は、次の4つの取組方針に基づき、様々な関係者の連携による取組を中長期的に展開していく必要があると考えます。

- (1) 防災教育に対する意識の醸成・啓発
- (2) 防災教育情報の共有・発信
- (3) 市町村等に対する相談対応等の取組支援
- (4) 行政職員や地域防災リーダー等、防災教育の担い手の育成

4 推進体制

道民各層が幅広く防災教育に関わっていくため、道は、市町村等における防災教育推進の取組を支援する防災教育支援センター機能を整えるとともに、防災教育を進める様々な関係者によるネットワークの中で、めざす姿と理念を共有しながら、有機的に連携・協働していく推進体制づくりに取り組む必要があると考えます。

<推進体制のイメージ>



平成25年11月13日

ほっかいどうの防災教育検討委員会

- | | |
|-------|-------|
| 委員 長 | 岡田 弘 |
| 副委員 長 | 鈴木 英昭 |
| 委 員 | 上田 孝志 |
| 委 員 | 榎本 弘 |
| 委 員 | 熊谷 裕志 |
| 委 員 | 定池 祐季 |
| 委 員 | 平岡 茂 |